

高松市・香川町合併協議会会議録
第 1 3 回 会 議

平成 1 6 年 1 2 月 2 1 日 (火)

高松市・香川町合併協議会

高松市・香川町合併協議会会議録

第13回会議

1 日時

平成16年12月21日(火)午後1時30分開会・午後3時40分閉会

2 場所

高松市役所 13階 大会議室

3 出席委員 19人

会長	増田昌三	委員	三笠輝彦
副会長	岡弘司	委員	森谷芳子
委員	井竿辰夫	委員	溝淵敬
委員	松本吉弘	委員	初瀬恭次郎
委員	谷本繁男	委員	富田道教
委員	御厩武史	委員	大塚茂樹
委員	大橋光政	委員	中原弘
委員	北中ヤヱ子	委員	長尾光喜
委員	梶村傳	委員	山本宏美
委員	大浦澄子		

4 欠席委員 4人

委員	井原健雄	委員	千葉規美子
委員	鎌田郁雄	委員	西川勝秀

5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	横田淳一
副幹事長	松本吉弘(委員兼務)	幹事	妹尾長
幹事	中村榮治	幹事	三好和則
幹事	熊野實		

6 幹事会部会委員 44人

総務部会長	熊野 實 (幹事兼務)	健康福祉部会委員	横田 敏治
総務部会委員	小山 正伸	健康福祉部会委員	菅原 孝士
総務部会委員	合田 彰朝	健康福祉部会委員	西尾 裕樹
総務部会委員 企画財政部会委員 消防部会委員	和田 安富	産業部会長	田阪 雅美
企画財政部会長	横田 淳一 (幹事兼務)	産業部会委員	池尻 育民
企画財政部会委員	井上 哲	産業部会委員	穴吹 学
企画財政部会委員	岸本 泰三	産業部会委員	川西 正信
企画財政部会委員	森 覚	産業部会委員	山田 悟
企画財政部会委員	植松 勉	産業部会委員	安德 澄雄
企画財政部会委員	白井 文夫	産業部会委員	和泉 正文
企画財政部会委員	岡本 政昭	産業部会委員	森 正則
市民部会委員	間島 康博	水道部会長	松尾 尚市
健康福祉部会長	岡内 須美子	水道部会委員	小川 雅史
健康福祉部会委員	香西 信行	水道部会委員	藤川 肇
健康福祉部会委員	多田 昌永	水道部会委員	平木 一令
健康福祉部会委員	川田 喜義	消防部会長	富永 典郎
健康福祉部会委員	武上 浩一	消防部会委員	黒川 守
健康福祉部会委員	藤田 正勝	消防部会委員	矢代 正己
健康福祉部会委員	樋本 行夫	教育部会長	塩津 政春
健康福祉部会委員	有馬 政昭	教育部会委員	藤田 容三

教育部会委員 上原直行

教育部会委員 遠藤政則

教育部会委員 山下晴久

農業委員会部会長 溝淵 收

7 事務局

事務局長 林 昇

調整班長 清谷文孝

事務局次長 加藤昭彦

調整班
兼計画班 林田競一

事務局次長
(計画班長事務取扱) 福井 隆

計画班 山上龍二

総務班長
兼調整班兼計画班 澤田敏男

調整班
兼計画班 松崎充宏

総務班
兼調整班 安西正門

調整班
兼計画班 中村郁夫

総務班
兼調整班兼計画班 岡内寛幸

調整班
兼計画班 諏訪真史

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

- 協議第20号 地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について
(第11回会議提案:継続協議)
- 協議第28号 建設計画(協定項目第25号)について
(第11回会議提案:継続協議)
- 協議第29号 一般職の職員の身分の取扱い(協定項目第10号)について
(第12回会議提案:継続協議)
- 協議第30号 消防団の取扱い(協定項目第19号)について
(第12回会議提案:継続協議)
- 協議第31号 保健衛生事業(協定項目第24-11号)について
(第12回会議提案:継続協議)
- 協議第32号 商工・観光関係事業(協定項目第24-14号)について
(第12回会議提案:継続協議)
- 協議第33号 上水道事業(協定項目第24-18号)について
(第12回会議提案:継続協議)
- 協議第34号 その他の事業(情報公開制度)(協定項目第24-24号)
について(第12回会議提案:継続協議)
- 協議第35号 その他の事業(市・町民褒章制度)
(協定項目第24-24号)について
(第12回会議提案:継続協議)
- 協議第36号 その他の事業(青少年健全育成事業)
(協定項目第24-24号)について
(第12回会議提案:継続協議)

協議第 37号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
(協定項目第 8号)について

協議第 38号 事務組織及び機構の取扱い(協定項目第 13号)について

協議第 39号 一部事務組合等の取扱い(協定項目第 16号)について

協議第 40号 障害者福祉事業(協定項目第 24 - 6号)について

協議第 41号 高齢者福祉事業(協定項目第 24 - 7号)について

協議第 42号 その他の福祉事業(協定項目第 24 - 10号)について

協議第 43号 農林水産関係事業(協定項目第 24 - 15号)について

協議第 44号 消防防災関係事業(協定項目第 24 - 20号)について

協議第 45号 学校教育事業(協定項目第 24 - 21号)について

4 その他

- (1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
- (2) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） 本日は、年末を控え何かと御多忙の中、御出席賜りまして、まことにありがとうございました。

それでは、ただいまから高松市・香川町合併協議会第13回会議を開会させていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございます。

本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議録署名委員は、大浦澄子委員さんと溝淵 敬委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 （1）協議事項

議長（増田会長） まず、（1）の協議事項でございますが、初めに、協議第20号地域審議会の取扱いについてを議題といたします。

なお、協議第20号につきましては、前々回、第11回会議で提案及び説明を行い、前回の12回会議で質疑、協議を行いました。意思集約を図ることができておりませんが、継続協議となっております。

それでは、改めまして提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の1ページをお開き願いたいと存じます。

協議第20号地域審議会の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページの中ほどに記載のとおりでございます。

この地域審議会の取扱いにつきましては、ただいま会長からも御説明がございましたように、前々回の第11回会議で提案され、前回会議で意思集約を図ることとなっていたものでございますが、委員から協議文書の中に地域審議会の答申なり意見を尊重することを明記してほしいなどの意見がございまして、さらに検討を要するということから、再度継続協議となったものでございます。

以上が協議第20号の提案内容等でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました、協議第20号について御質問、御意見

等ございましたら、御発言を願います。

はい、どうぞ。

大塚委員 大塚です。この件について、大変長くなってるんですけども、実は香川町の議会の特別委員会におきまして、まだ意見が一致することができていない部分があります。次回までには、採決をしても、最終的に御返事ができる条件をつくるという申し合わせのもとに、前回の特別委員会が閉会してますんで、次回のときには態度表明ができることになると思いますが、再度、継続をお願いしたいと思います。

議長（増田会長） 香川町さんの方で、そういうことで大体集約されておるようでございますので、それでは協議第20号につきましては、なお、引き続き協議するということで、次回、第14回会議で改めて意思集約を図るということにしたいと思いましたが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、改めて次回会議で意思集約を図ることといたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、協議第28号建設計画についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、協議第28号建設計画について説明いたします。

継続協議となっております、建設計画についてでございますが、前回資料から一部修正がございますので、資料に基づき説明いたします。

会議資料の後にとじております、附属資料のその1建設計画の案をごらんください。

右肩にその1と書いております、附属資料建設計画分でございます。資料の17ページをお開きください。

今回、香川町からの要望も踏まえまして、他の合併協議会の建設計画における各町の位置づけ等とのバランスなども勘案し、建設計画の第2章2-2、香川町地域のまちづくりのうち、香川町地域の役割と機能について修正するものでございます。その内容は、として高松市の南部の要としての拠点機能を追加し、これまで、香川郡内で先導的役割を果たしてきた香川町の立地特性等を客観的にとらえ、近隣地域と一体となって活力ある地域づくりを進める拠点とするものでございます。これに伴い、前回までの提案では、の質の高い生活文化・創造機能と の身近な学習・交流機能に分けていたものを統合し、今回、の質の高い生活文化の創造と身近な学習・交流機能といたしたものでございます。

次に、36ページをお開きください。

施策方向で、安全で安心して生活できるまちづくりのうち、施策項目の四つ目の防犯対策の充実に重点取り組み事項として、夜間における犯罪の防止と通行の安全を図るため、防犯灯などの整備促進を追加いたしております。

以上が建設計画案の修正内容でございます。

次に、会議資料の後にとじております、まちづくりプランの骨子をごらんください。

この骨子は、第11回会議に提出したものでございますが、建設計画案の修正に伴い、1ページ中段の2-2、香川町地域のまちづくり 香川町地域の役割と機能の欄を資料のとおり修正するものでございます。

この建設計画につきましては、今後とも引き続き御意見、御要望をお聞きする中で、よりよい計画になるよう適宜修正を加えることとし、すべての合併協定項目の協議が終了した段階で、意思集約を図っていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、協議第28号建設計画についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました、協議第28号について御質問、御意見ございましたら、御発言を願います。

はい、どうぞ。

御厩委員 香川町の御厩でございます。今回の修正によって、大変、我々香川町にとってお気遣いをいただいてありがたいと思うわけでございますが、我々の議会の中でも意見として出ておりますのが、できれば香川郡内、これはもう、うちの町だけではいかんですけども、塩江町さん、香南町さんとも相談の上でなかったら無理かもわかりませんが、合併後、香川郡内として一つの総合支所的なもんを置いてほしいという要望も出てきとるわけでございます。そのあたりが実現可能なもんかどうなのか、今の段階ではっきりとは言えんかもわかりませんが、議長さんの御意見をお伺いしたいんですが。

議長（増田会長） ちょっと全く予想してなかったあれで何とも言えませんが、香川郡の3町さんあたりの意見が一致して、建設計画に、こういうのを今後盛り込もうということになれば、それはもう、当然盛り込んでいただいて、尊重もしていきたいと思っております。今後、他の町さんの御意向をも伺う中で検討したいと思っております。

仄聞したところでは、何かスポーツ関係の施設等に、そんなふうな話があるというのは、

ちらっと聞いたような気もしますが、具体的な場所とかになると、また3町さんもいろいろどういう御意見になるのかよくわかりませんので、今後のお話次第ということになるかと思えますけれども、記憶にとめておきます。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第28号につきましては、次回会議で改めて協議を行いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

次に、協議第29号一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第10号）を議題といたします。

なお、協議第29号から協議第36号につきましては、前回、第12回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、協議第29号について、提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の7ページをお開き願います。

協議第29号一般職の職員の身分の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページの中ほどの枠の中に記載のとおりでございます。恐れ入りますが、朗読は省略させていただきます。

なお、継続協議案件の具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

提案内容の説明は、以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました、協議第29号について御質問等ございましたら、御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第29号については、原案どおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようでございます。協議第29号については、原案どおりとすることを確認いたしました。

次に、協議第30号消防団の取扱いについてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料10ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第30号消防団の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページの中ほどの枠の中に記載のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました、協議第30号について御質問、御意見等ございましたら、御発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、お諮りいたします。

協議第30号について、原案どおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようですので、協議第30号については、原案どおりと確認をいたします。

次に、協議第31号保健衛生事業についてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料13ページをお開き願いたいと存じます。

協議第31号保健衛生事業についてでございます。

提案内容は、ページの中ほど、枠の中に記載のとおりでございます。

提案内容は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました、協議第31号について御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第31号についてお諮りいたします。

31号について、原案どおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないので、協議第31号について原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第32号商工・観光関係事業についてを議題といたします。

なお、協議第32号については、調整内容に追加事項があり、幹事会部会及び幹事会で

協議、調整を行い、修正案が提出されております。

それでは、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第32号商工・観光関係事業について御説明申し上げます。

修正案の内容につきまして、先に附属資料で御説明をいたします。

右肩にその2と記載されております、附属資料の継続協議分、この資料の55ページをごらんいただきたいと存じます。その2の附属資料、継続協議分の55ページでございます。

勤労者住宅融資資金貸付制度でございますが、当初提案いたしました内容に、この制度の調整に係る資料が欠落いたしておりましたので、今回、追加するものでございます。

この制度につきましては、高松市の制度は新規の者への単年度の利子補給のための預託制度でございますが、香川町の制度は協調融資でございますことから、償還中の融資に係る預託の継続が必要でございます。調整案といたしましては「高松市の制度に統一する。ただし、合併時まで償還を終えていない香川町の制度に基づく融資に係る預託については、高松市が引き続き実施する。」といたしております。

なお、商工・観光関係事業のその他の部分については、変更はございません。

以上が附属資料の調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料16ページをごらんいただきたいと存じます。

会議資料16ページでございます。

16ページの修正案でございますが、ページ中ほど、枠の中の下段部分に、今回、修正案として記載をしておりますように、前回、提案いたしました案に加え、最後の2行の「合併時まで償還を終えていない香川町の勤労者住宅融資資金貸付制度に基づく融資に係る預託については、高松市が引き続き実施する。」というものでございます。このような調整結果を追加するものでございます。

商工・観光関係事業の修正案につきましては、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました、協議第32号について御質問等ございましたら、御発言を願います。

はい、どうぞ。

長尾委員 香川町の長尾でございます。1点だけお伺いしておきたいと思っております。

行政合併後、商工会の方も合併に向けてですけども、枠組みを決めていかないかん。そういう中で、「商工会の統合状況などを総合的に勘案する中で、適切な検討」と、こういうふうになっておりますけれども、私たち所属しておる讃岐ブロック、8町あるわけですけども、そのうちの5町が、今、高松市さんと合併協議を進めておると、その上へ高松市山田町を加えた6町、ここだけで合併の枠を考えておいたらいいんでしょうか。その点だけ、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

議長（増田会長） それじゃ、事務局から。

事務局次長（加藤） それでは、ただいまの御質問につきましては、産業部会の方からお答え申し上げます。よろしく願いをいたします。

池尻産業部会委員 失礼いたします。産業部会から、一応、今のお答えを申し上げます。

県におきまして、商工会の合併等は、合併の市域内での合併ということでございますので、今、御質問にありました讃岐ブロックは8町という枠組みになっているんですけども、この合併が5町ないし6町になるか、今後どうなるかわかりませんが、高松市域内での合併ということを考えていただければ、結構かと思えます。

だから、県としましても、高松市域、この5町、6町、最終的に、どういう枠組みになるかわかりませんが、かなり広域になるといったことで、商工会を一つにしたらいいものか、二つにしたらいいものか、今、県の方もそのあたりを決めかねているような状況でございます。

そういったことで、県と商工会の上部団体であります商工会連合会、そのあたりの協議内容、それに基づいて各商工会いろいろあると思いますけども、枠組みが決まってくるんじゃないかと思えます。そういうことで、まず市域内ということで、市域外との合併は考えておりませんので、そういうことでよろしく願います。

議長（増田会長） どうぞ。

長尾委員 高松市を含む地域内というふうに考えるんですか。ということは、今、国分寺町さんも合併協議を進めておられると、そういう中で綾歌郡の1町さんともお話し合いをされておる。こういう中で、どう判断しておけばいいのかなと、こういうことが1点あるわけなんですけども、よろしく願います。

池尻産業部会委員 正直申しまして、そのあたりの枠組みを私たち商工サイドでも決めかねております。だから、今後、県の指導がどのようになっていくか、そのあたりを見なければ、未確定な部分が、かなりあると思えます。ただ、市域外の合併というのは、あり

得ませんので、高松市域内、今、申しました綾歌郡とか、そういったところを含めた場合には、そういった商工会もあわせた統合といえますか、そういったことも、もちろん議論の中には入ってくると思います。よろしくをお願いします。

長尾委員 少しは、御指導があるんでしょうか。

池尻産業部会委員 県と協議する中で、そういったことを、我々も、もちろんやっていかなければならないと、このように思っております。

長尾委員 はい、わかりました。

議長（増田会長） ほかに何かございませんか。

はい、どうぞ。

御厩委員 香川町の御厩でございます。さっきの話に関連いたしまして、高松市以外と合併するということは、我々も全然考えてないんですが、高松市に5町もしくは6町、何町になるかわかりませんが、合併したときに、それはもう高松市内の商工会というのは一つでやらないかんもんか、事情をかんがみて、例えば地域性を考えて、しばらくの間は例えばこの二つでいきましょうとか、三つでいましょうとか、ということをお考えしてくれるのか、それとも、もう高松市民になったんだから、市は一つでしょうということで行くのか、その辺の方向性を教えていただきたい。

議長（増田会長） 事務局からどうぞ。

池尻産業部会委員 先般、県とそのあたりにつきまして、協議まではいかないんですが、県の意向等を聞いてみました。その中で、県としても高松市域、そういう5町、6町の商工会を一つにまとめていくというのは、かなり距離的な面とか、周辺ということになれば非常に難しい面があるんじゃないかと、だから、それを、今、言われるように二つないし、そういった分割といえますか、一つじゃなくて、そういったことも十分考えられるだろうという担当課長のお話があったので、そういったことを、今、県はお考えになっているんじゃないかなと、このように思っております。

だから、可能性としては、今、おっしゃられるように、二つないし三つに統合して、順次またそれを統合していく方向性が出てくるとか、そういったことも考えられるんじゃないかと、このように思っております。

議長（増田会長） どうぞ。

松本委員 香川町の松本でございます。県の方の話、ちょっと私も確認しておりまして、県の経営支援課の課長ですか、確認しておりまして、高松市の周辺の6町が全部一つの商

工会として統合していくというのは、余り現実味がないということで、とりあえず合併できるところ、すなわち、香川郡であれば香川郡3町プラス山田地区商工会、四つぐらいをまず念頭に入れて、まず統合を図っていくと。また、庵治、牟礼とか、また東の方へ行かせてもらうたら、また別に統合を図っていけばいいんじゃないかと。とにかく、現実路線でいけば十分だというふうに、私は確認しておりますので。

以上でございます。

議長（増田会長） ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

御厩委員 話がちょっと小さい話に入って恐縮なんですけども、前回のときにも、私はちょっと意見を言ったんですが、確認いたしたいのが、3年度について現行のとおり実施するという補助金問題でございますが、大変現状は、香川町の商工会にとっては厳しいもんがあると、果たして3年でこれに対応できる体制が商工会でできるんだろうかと、不安もたくさんあるわけでございます。

それについて、当初、幹事会の方では「3年度に限り」となっておったのを、我々の意見を聞いていただいて、「ついで」と濁していただいたように聞いておるんですが、「3年度」という文言は入っとんでございますが、「3年度に限り」じゃないという確認をここでしておきたいんです。事情が、もし対応できないような、商工会が、うちの商工会できなければ、それは十分に考えていただけるもんかどうか、補助金問題に関しても……。

議長（増田会長） 事務局から。

池尻産業部会委員 現在の補助金は、総額ですね、3年間はもう必ず一応補助を出していこうと、だからその後につきましては、今、町の助役さんからもありましたように、統合の方向、そういったことを見きわめて、補助金のあり方について、もう一度検討し直すということで、3年間で補助を打ち切るとか、そういったことは一切考えておりませんので、そのときの統合状況をかんがみて、また検討し直すということにいたしておりますので、補助をもちろん打ち切るということではございません。だから、統合状況に合わせて、適正に補助金額を検討していこうと、こういう内容でございますので、ひとつよろしくお願ひします。

御厩委員 欲を言えば切りがないところで、3年が5年にしてほしいという要望もあるわけでございますが、その辺十分に、我々の事情を考えていただきたいと思ひます。

それともう一点、香川町の商工会の収入源としては、うちの商工会としては、補助金もあるんですが、ごみ袋の取扱手数料というのものもあるわけなんです。それも3年間の方は、同じような形で取り扱っていただけるもんか、それはもう合併当初で切られるもんか、そのあたりをお伺いしたいんですが。

議長（増田会長） 事務局からお願いします。

池尻産業部会委員 済みません。今のごみ袋の問題は、うちは環境部の方が担当いたしておりますので、きょう実は、環境部は、この議題と別になりますので、そちらの方で一度申し上げ.....

議長（増田会長） それじゃ、また、後ほどお知らせするように、それについては、そうしていただきます。

御厩委員 商工会の改革に関しては、これも大きな収入源でございますので、それがなくなるのとなくならないのでは、かなりやり方を変えないかんので、それも絡んで、ぜひともよろしく願いいたしたいと思います。今の現状を、ぜひとも理解していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（増田会長） ほかにございますか。

はい、どうぞ。

大塚委員 大塚です。この点について、きょう、かなり具体的に展望が見え始めてきたという感じですけども、特別委員会におきまして、特に商工会が、とまどっている状態が、展望が見えるまで、ちょっと猶予してほしいということで、結論に至っておりません。この点についても、次回まで繰り延べをさせていただきたいと思うんですが、よろしく願いしたいと思います。

議長（増田会長） そういうことで異論ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、協議第32号につきましても、次回の第14回会議で改めて意思集約を図ることといたしますので、よろしく願いいたします。

次に、協議第33号上水道事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料19ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第33号上水道事業についてでございますが、提案内容は、ページの中ほどの枠の中に記載のとおりでございます。

提案内容の説明は、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました、協議第33号について御質問等ございましたら、御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第33号についてお諮りいたします。

協議第33号は、原案どおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようございますので、協議第33号については、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第34号その他の事業（情報公開制度）から協議第36号その他の事業（青少年健全育成事業）の3件について、一括議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の22ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、協議第34号その他の事業の情報公開制度についてでございますが、提案内容は、ページの中ほどの枠の中に記載のとおりでございます。

続きまして、23ページをお開き願います。

協議第35号その他の事業（市・町民褒章制度）についてでございますが、提案内容は中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、右側の24ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第36号その他の事業（青少年健全育成事業）についてでございます。提案内容は、ページの中ほどの枠の中に記載のとおりでございます。

協議第34号から第36号までの3件の提案内容につきましては、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました、協議第34号から36号の3件について御質問等ございましたら、御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございますので、お諮りします。

協議第34号から協議第36号について、原案のとおり確認することに御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようです。協議第34号から協議第36号の3件、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、新規提案の協議事項に移ります。

まず、協議第37号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

なお、協議第37号から協議第45号につきましては、会議規程に基づき、本日の会議では提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回会議で改めて質疑等を行った上、意思集約を図ることといたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、協議第37号について、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の25ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第37号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「香川町農業委員会は、高松市農業委員会に統合する。香川町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定に基づき5人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。」というものでございます。

調整内容を御説明いたします前に、編入合併の場合の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、御説明を申し上げます。

次の26ページをごらんいただきたいと存じます。

26ページには、参考といたしまして、編入合併の場合の農業委員会の委員の定数及び任期に関する資料を掲載いたしております。

まず、農業委員会の数でございますが、1自治体につき1農業委員会が原則でございますが、表の2段目、3段目に記載のとおり、農業委員会法または合併特例法による特例措置といたしまして、二つ以上の農業委員会を置くこともできます。

次に、農業委員会の委員でございますが、表に整理しておりますように、原則のほか特例措置がございます。

まず、1段目の統合の場合でございますが、原則では、編入される市町村の委員はすべて失職をいたします。右側に記載しております特例措置を適用いたしますと、編入される

市町村の選挙による委員のうち、協議により40人以内の範囲で定める数の者に限り在任をすることができます。

次に、2段目の旧市町単位で設置する場合がございますが、編入される町村を区域とする農業委員会を従前委員の任期の残任期間置くことができます。

次に、3段目の新たに二つ以上の区域を設置する場合は、合併関係市町村の選挙による委員のうち、協議により80人を超えない範囲で在任が可能となり、その任期は合併後1年を超えない範囲で定める期間となっております。

以上が編入合併における農業委員会の委員の定数及び任期でございます。

それでは、調整内容につきまして、附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料のうち、右肩にその3と書かれております附属資料の新規提案分をごらんいただきたいと存じます。

その3でございます。

なお、これから後の案件の説明につきましては、先ほどの会議資料と、この附属資料を並行して説明いたしますので、二つの資料を並べてごらんいただければと存じます。よろしくお願いをいたします。

その3でございますが、表紙でございますように、111ページほどございます。説明の都合によりまして、両市町に大きな違いのある点を中心に、ポイントを絞って説明いたしますので、この点、御了解をいただきたいと存じます。

それでは、附属資料2ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、農業委員会及び選挙区でございますが、1の区域面積から5の選挙区につきましては、現況欄に記載のとおりでございます。調整案といたしましては、右下にございますように、「香川町農業委員会は、高松市農業委員会に統合する。」としております。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと存じます。

農業委員でございますが、2の委員数のうち、(1)の選挙による委員は高松市が40人、香川町が12人でございます。また、3の任期は同じでございます。この農業委員につきましては、右上の問題点・課題の欄にございますように、合併後の選挙による委員の定数と在任期間の取扱いを定める必要がございます。

今回、香川町の選挙による農業委員の特例数につきましては、ページの中段から下側に印で記載しておりますが、高松市の選挙による委員1人当たりの農地面積と基準農業者数を基本に、香川町の農地面積と基準農業者数に基づき算出したものでございます。

調整案といたしましては、その右下にございますように、「香川町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定に基づき5人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。」というものでございます。

以上で協議第37号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました、協議第37号について御質問等ございましたら、御発言をお願いします。

はい、どうぞ。

初瀬委員 香川町の初瀬でございます。私は、12回のこの合併協議会でも、ちょっと触れさせていただきましたのでございますけれども、議会選出の農業委員をしておりますので、香川町の農業委員としての御要望を、この農業委員会の定数と選挙区について、2点ほど、お尋ねとお願いをいたしたいと、このように思います。

まず、定数でございますけれども、特例法を適用いたしまして5人とするのは、農地面積や基準農業者数をもとにして算出されたことに関しては理解できるのでございますけれども、他の、今、合併協議を進めております5町さんも、この算出方法で御納得をしておられるのかどうかお尋ねをいたしたいと思います。

次に、合併後の香川町地域における今後の農業委員活動に支障のないよう、残任期間が過ぎました平成20年7月の一般選挙の時点で、選挙区の設定については、農業委員の活動に支障のないよう、編入する町ごとに選挙区を設定してもらいたいと、それとまた、委員総数は香川町選出は5名、先ほども申し上げましたように理解できるのでございますけれども、いろいろ農地法の申請等につきましては、やはり地区の農業委員でないといやりにくい面がありますので、香川町地区では、もう少し増員をお願いできないものかどうか、この農業委員の定数と選挙区について、2点ほどお尋ねいたしました。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） それじゃ、事務局からお答えいたします。

事務局次長（加藤） それでは、農業委員会部会の方からお答え申し上げます。よろしく願いいたします。

溝渕農業委員会部会長 農業委員会部会でございます。お答え申し上げます。

まず、最初の各町の納得という、各町の状況だろうと思いますが、この農業委員の定数

につきましては、もう既に合併調印をいたしました塩江町を含めまして、それからきょうの香川町を入れまして4町、協議会の方に提案をさせていただいております。あと残っております2町につきましては、今、現在協議中でございます。そのような状況でございます。

それから、もう一点、合併後の選挙区の問題でございます。これは、もう非常に農業委員会にとりまして、20年以降につきましては重要な問題でございます。ただこれにつきましては、先ほど合併する町ごとにとというようなお話も途中にございましたが、この選挙区を設定するに当たりましては、実は、農地面積と基準農業者数の一定の数がないと、選挙区というのは設定できません。農地面積が500ヘクタール、農家世帯数が600以上なければ、選挙区さえ持てません。そういたしますと、今、現在合併が進んでおります町の中では、その面積が足りない町がございます。

そういったことで、今後合併する町、6町さん皆さんするのか、幾らになるのかもございますが、それもあわせまして、現在、高松市は七つの選挙区を持ってございます。この七つの選挙区と、それから合併する町の数の農地面積、農家世帯数を含めて、今度の20年の7月までの任期までに、これは検討しなければならない重要な事項でございますが、ちょっと現段階では、具体的なそこまでの話はできなかったんですが、検討は進められないというような状況でございます。

初瀬委員 そしたら、今、4町に提案されとるとのことですが、塩江さんはもう調印がお済みになって、私どもの町を含めて5町でこれを審議しようということでございますけれども、この審議内容については、農業委員定数については御確認が済んだわけですか、まだ審議中でございますか。

溝渕農業委員会部会長 4町については、塩江町だけが最終確認できてまして、今、残りの3町については提案した段階というような状況でございます。

初瀬委員 ああ、そうですか。はい、わかりました。ありがとうございました。

議長（増田会長） ほかに、どうぞ。

大塚委員 大塚です。今、初瀬委員からも、地域の実情からいって、非常に大事な役割も果たしている農業委員の定数を、もう少し配分できないんかということでしたけれども、私も同じようなことなんですが、ここで算出された基礎が耕地面積、また農家戸数でされておりますけれども、なるほど、これも大事な係数だと思いますが、周辺部の私たちの香川町ですと、専業農家も一定数あり、また耕地の状態も夏は麦がずっと栽培されてますし、

いろいろ野菜とか、いろいろ作目もかなりあるわけです。

そういう中で、宅地化も一方では進んでくるという状況の中で、非常に複雑な作業をしてきた農業委員さんですけども、これが一挙に5人になると、5人の人でその地域全体を網羅できるのかどうかというのは非常に不安を伴ってます。

そこで、例えば、農家戸数でなくて、農業の就農率、つまりは農業委員の有権者数、これは就農率にもほぼ近い比例をしてるんでないかと思います。有権者数をもとにした比率でいくと、試みに試算してみますと、7.5人くらいに相当するわけですけども、やはり地域が香川町の場合、もともと三つの村と、それから塩江から分町してきた東谷、下倉地区、中山間部ですけども、かなりこれも広域な面積があります。そういうことから勘案すれば、できれば7人くらいだと地域の割り振りも、非常に将来的にもやりやすいんじゃないかというふうに思うわけなんです。そういうことで、できれば5というのを、何とか数をふやしてもらえないかということがあります。

以上です。

議長（増田会長） はい、それじゃあ。

溝渕農業委員会部会長 済みません。お答え申し上げます。

まず、ちょっと順序が逆になるかもしれませんが、有権者数の問題でございます。それで、今回、この資料で記載しておりますのは、有権者という、後ろにちょっと注意書きがあるかと思いますが、実はこれ選挙人名簿の登録者数でございます。実は、これが有権者数と必ずしも一致してございません。この登録者数というのは、一般の議員の方の選挙人みたいに行政の方が住民基本台帳に基づいて整理してるものでございまして、農家の方の申告に基づいてなされている数字でございます、この登録者数と申しますのは。

ちなみに、高松市も今、実は資料にありますように2万321人でしたか、2万何がしかの数字になっておろうかと思いますが、実は、高松市は、住民基本台帳と農地基本台帳がマッチングしておりますので、私ども、この選挙権の有資格者は1反以上でございますね、1反以上の農地の所有者で、じゃあ二十以上の人口に何人おるかと思って抜いてみました。そうすると、3万人超えるんです。3万幾らになります。だから、1万人以上、実は出てまいりました。

これは、高松、正直言いまして余り選挙したことないんです。選挙しておりませんので、それで私どもの登録につきましても、最初に登録した方はコンピュータに入れておりますけれど、そこから出てきたものを農家の方に送って回収しよるという状況でございますん

で、それから登録されないと、幾らでも有権者数というか、登録者数が減ってきておるんです。そういったこともございまして、これは私どもだけではなくて、どこの町もそういうような中で、非常に数字が不確定な要素がございますんで、ちょっとこの数字は使わせていただくに、農地面積と基準農業者数でやらせていただいたということでございますんで、ぜひ御理解をいただきたいということでございます。

それともう一つ、人数が少なくなった中での農家の対応ということでございますが、当然、農業委員さん一人一人地区から選出されておりますので、各地区で御活動なさるのはもう、これ、もちろんというんですか、お願いせないかんのですが、やはり委員さんの中には、こない言うたら言葉悪いですが、任期になって長期に入院なったり、もしくは高松の場合でも亡くなられた委員さんございます。そういった場合に、その地区のいない委員さん、高松にもおります。そういった場合には、実は高松、先ほどの7つの選挙区ありましたが、7つの選挙区ごとに地区部会制度をしております。それで、基本的に高松市の農業委員さんの数は、個人の委員さんももちろんですが、この地区部会を中心に活動をいたしております、もし何らかの委員さんがいないとか、そういう状況のありましたときには、その地区部会として対応していただいているということで、今後も、そのようになろうかと思っておりますんで、その点もよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（増田会長） ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、協議第37号についてはこの程度にして、次回、14回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第38号事務組織及び機構の取扱いについてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の方でございますが、会議資料29ページをお開き願ひたいと存じます。

協議第38号事務組織及び機構の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページ中ほどにございますように、「現在の香川町役場については、香川町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所とする。香川支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、香川町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで

に調整するものとする。住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理するものとする。これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行うものとする。」というものでございます。

以上が提案内容でございますが、この提案内容の基本的な考え方等を補足して御説明申し上げます。

まず、1点目といたしましては、合併の効果を上げるということでございます。

合併の効果を可能な限り発揮させるためには、行政組織・機構及び人員体制を極力スリム化し、簡素で効率的な行政組織体制を確立し、行政コストの縮減と行財政運営基盤の充実・強化を図り、もって住民の福祉の向上に資するということが必要であるということでございます。このことは、合併に係るさまざまな意向調査等におきましても、人件費の削減が最大の効果として強く期待されているところでもございます。

次に、2点目といたしまして、住民生活の激変緩和への留意ということでございます。

住民がなれ親しんできたこれまでの行政体制が、合併によって急激に変化することは、行政制度やサービスの変化とともに、住民の不安の要因ともなっていることも事実でございます。このようなことから、住民の日常生活に多大な支障を来さないよう、合併時における激変緩和に留意するということでございます。

3点目といたしまして、合併後の見直しということでございます。

この事務組織・機構につきましては、合併後の支所等の業務の執行状況などの実態を把握・検証する中で、全庁的組織・機構のあり方を見据え、効率的で効果的な体制となるよう見直しを行うということでございます。

以上のような基本的な考え方に基づきまして、住民の日常生活に支障を来さないよう、合併時における激変緩和に留意する中で、合併の重要な目的である簡素で効率的、効果的な行政組織体制の確立を展望した、地域行政のサービス拠点の整備を行うこととしたものでございます。

提案内容についての説明は、以上でございます。

なお、次の30ページ以降には、両市町の行政機構図を掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上で協議第38号事務組織及び機構の取扱いについての説明を終わります。よろしく

お願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました、協議第38号について御質問等ございましたら、御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第38号についても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第39号一部事務組合等の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、先ほどの附属資料の方にお戻りいただきまして、附属資料の5ページをごらんいただきたく存じます。その3という附属資料の5ページでございます。

一部事務組合等の取扱いについてでございまして、5ページから8ページにかけて、現在、両市町が加入しております一部事務組合等の状況を記載いたしております。

まず、5ページの1の高松地区広域市町村圏振興事務組合につきましては、両市町とも加入しております。

次に、2の木田香川地区町村税滞納整理組合から、8ページの6の香川東部清掃施設組合につきましては、香川町のみが加入しております一部事務組合でございます。

また、8ページの7の土地開発公社につきましては、両市町とも設立をいたしております。

以上が一部事務組合等に係る現況でございますが、香川町のみ加入しております一部事務組合の中には、現在、高松市が合併協議を行っている他の町も加入いたしております。

例えて言いますと、6ページの3の讃岐地区広域消防組合ですと、構成町のうち、三木町を除く5町と高松市が合併協議を行っております。また、その後の4の香川南部葬斎場組合は、構成町3町とも高松市と合併協議を行っておりまして、合併協議の動向によりましては、対応形態が変化したり、組合そのものが存在しなくなるということも想定されるところでございます。また、その場合の法律的な手続方法も、それぞれのパターンによりまして異なってくることとなります。

このようなことから、現在、香川町のみが加入しております一部事務組合については、今後の合併協議の動向を見きわめた上で、その取り扱いを協議する必要があるものと思われれます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、5ページをごらんいただきたいと存じます。

5ページの右下の調整案の欄でございますように、「両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。香川町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続を行う。香川町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございますが、会議資料の方に記載しております提案内容も、全く同内容でございますので、本日は説明を省略させていただきます。

以上で協議第39号一部事務組合等の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました、協議第39号について御質問等ございましたら、御発言願います。

はい、どうぞ。

初瀬委員 香川町の初瀬でございます。ここの行政制度等現況調査・調整方針の対応策の下段の、香川町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合すると、これはもちろんいいわけでございますが、この土地開発公社は、現在では、これは大分前から政府の方が自治体に向けて、公共に供する土地を土地が値上がりをどんどんしよるときに、先行取得するための公社の設立だったかと思えます。今は、もうほとんど先行取得した場合に、土地の値下がり等によって困惑している自治体もあるやに聞いておりますけれども、これ一応、私どもも香川町の土地開発公社の現況、高松市の土地開発公社の現況、貸借対照表等を知っとく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、次回のときに、これを御明示いただけるかどうかお尋ねをいたしたいと、このように思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 その取り扱いについては、幹事会で協議いたしますが、どのような形で、どういう資料が提供できるかという、ちょっと私の方で、今、十分にお答えできる材料を持っておりませんので、御意見の趣旨を踏まえて、ちょっと幹事会で協議をさせていただきたいというふうに思います。

初瀬委員 はい、結構です。

議長（増田会長） ほかに、どうぞ。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、協議第39号につきましては、次回会議で改めて意見集約を図ることといたします。

次に、協議第40号障害者福祉事業についてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料の10ページをごらんいただきたいと存じます。

障害者福祉事業のうち、まず障害者手帳の交付でございます。

現況のうち、1の障害者手帳につきましては、高松市では中核市として身体障害者手帳を市で審査、決定し、交付いたしておりますが、香川町では県へ進達いたしております。対応策でございますが、高松市の制度に統一するとともに、身体障害者手帳の交付事務について、実施機関を県から市へ移行するとし、調整案は「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、11ページをお開き願いたいと存じます。

支援費等の支給・変更決定業務でございますが、これにつきましては市町とも同様の内容でございます。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと存じます。

育成医療等負担費用助成事業でございますが、香川町では事業を実施しておりませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

これと同様に、次の13ページの補装具給付費用負担額助成事業から、飛びますが21ページまで、21ページの在宅重度心身障害者訪問診査事業、この21ページまでの九つの事業につきましても、香川町では事業を実施いたしておりませんことから、いずれも「高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

続きまして、22ページをお開き願いたいと存じます。

心身障害者育成費助成事業でございます。

現況でございますが、高松市では保険診療の自己負担相当額を助成いたしておりますが、香川町では4級及び療育手帳のBについては、自己負担額の2分の1を助成しており、また助成方法についても違いがございます。調整案でございますが、「合併年度は現行のと

おりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」といたしております。

以上が障害者福祉事業の調整内容でございます。

なお、会議資料に掲載しております提案内容も同様でございます。

以上で協議第40号障害者福祉事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました、協議第40号について御質問等ございましたら、御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第40号につきましても、次回会議で改めて意見集約を図ります。

次に、協議第41号高齢者福祉事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料24ページをごらんいただきたいと存じます。

高齢者福祉事業のうち、まず24ページの高齢者と地域の交流事業、そして次の25ページでございます、高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業、この二つの事業につきましては高松市のみの事業でございます。

次に、26ページをごらんいただきたいと存じます。

26ページの敬老会事業でございますが、現況のうち、1の対象者、4の開催場所及び5の開催時期に違いがございますが、調整案といたしましては「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、27ページをお開き願いたいと存じます。

老人介護支援センター事業でございますが、この事業は、地域型支援センターと基幹型支援センターの二つの事業に大別され、このうち1の地域型支援センターは、地域における要介護高齢者の実態把握や在宅介護に関する相談、保健福祉サービスの情報提供などを行う事業でございます。この地域型支援センターにつきましては、の運営方法に違いがございます。高松市では委託をいたしておりますが、香川町は直営で運営いたしております。対応策でございますが、高松市の制度に統一する。ただし、地域型支援センターの委託化に伴い、香川町地域の住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとするとし、調整案といたしましては「高松市の制度に統一する。」といたしており

ます。

続きまして、28ページをごらんいただきたいと存じます。

敬老祝品贈呈事業でございますが、この事業は、特に高齢の方に対して、その長寿を祝い、祝品を贈呈する事業でございます。現況のうち、1の対象者、4の祝品内容及び5の贈呈方法について違いがございますが、調整案といたしましては「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、29ページをごらんいただきたいと存じます。

高齢者訪問事業でございますが、両市町の現況でございますが、対象者等に違いがございますが、調整案といたしましては「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

次の30ページをごらんいただきたいと存じます。

高齢者生きがいデイサービス事業でございますが、この事業は、高齢者の生きがい対策として、食事、入浴、趣味活動等のデイサービスを提供する事業でございます。現況でございますが、1の対象者の要件と6の費用負担において市町間で違いがございます。このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、高齢者生きがいデイサービス事業の対象者のうち、高松市の対象者の要件に該当しない高齢者で、合併時に香川町地域においてデイサービスを受けている者については、合併後も対象者とする。」としたところでございます。

続きまして、31ページをお開き願いたいと存じます。

軽度生活援助事業でございますが、資料には、在宅高齢者の自宅での援助という視点から、両市町で実施しております類似事業を記載いたしております。現況のうち、3の実施方法と5の利用回数・時間及び6の費用負担に差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、32ページをごらんいただきたいと存じます。

老人福祉施設整備事業利子補給でございますが、現況のうち、1の対象につきまして、高松市では社会福祉法人を対象としているのに対し、香川町では社会福祉法人及び民法の公益法人を対象としております。また、高松市では新規事業への利子補給を平成15年度から廃止いたしております。また、5の利子補給利率につきましても、市町間で違いがございます。調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、合併時において香川町が利子補給している対象事業については、現行の香川町の利子補給利率を適用す

る。」としたところでございます。

続きまして、33ページをお開き願いたいと存じます。

老人クラブ活動促進事業でございますが、現況のうち、3の補助内容について、市町間で差異がございます。対応策でございますが、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。香川町老人クラブ連合会については、高松市老人クラブ連合会への統合を促すとし、調整案につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、34ページをごらんいただきたいと存じます。

シルバー人材センター運営費補助事業でございますが、3の補助内容につきまして、市町間で差異がございます。対応策でございますが、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。香川町シルバー人材センターについては、高松市シルバー人材センターへの統合を促すとし、調整案は記載のとおりといたしております。

続きまして、35ページをお開き願います。

高齢者と施設の交流事業（配食サービス事業）でございますが、現況のうち、5の実施方法につきましては、高松市では市内5カ所の老人ホームで調理したものを、週2回、ボランティアが配食しているのに対しまして、香川町ではひぐらし荘で調理したものを、週2回、町の社会福祉協議会が配食しているなど、市町間で違いがあり、また、6の費用負担におきましても違いがございます。調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域における実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、36ページをごらんいただきたいと存じます。

高齢者入浴助成事業でございますが、この項目は、両市町の類似事業を比較したものでございます。まず、高松市の高齢者入浴助成事業につきましては、高松市公衆浴場組合が市内の65歳以上の高齢者に、市内の公衆浴場の無料入浴券を年間15枚交付していることに対し、市が助成を行っているものでございます。

一方、香川町の温泉無料入湯券交付事業につきましては、香川町の75歳以上の高齢者に対して、塩江温泉組合に加入している温泉施設を利用できる、無料の入湯券を年間12枚交付している事業でございます。このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。香川町の温泉無料入湯券交付事業については、合併時の対象者で、かつ香川町地域に引き続き住所を有する者に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

なお、会議資料の提案内容も全く同じ内容でございますので、省略させていただきます。

以上で協議第41号高齢者福祉事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました、協議第41号について御質問等ございましたら、御発言を願います。

はい、どうぞ。

初瀬委員 香川町の初瀬でございます。31ページの5番でございますけれども、このホームヘルパーは、今、香川町では軽度の生活援助事業として、高齢者のお宅に週2回、利用時間は2時間以内ということでされておるわけでございます。私の周辺にも、非常にこのごろ高齢化社会になって、お一人住まいの老人の方が、たくさんいらっしゃって、この制度を非常に喜ばれておるのを、私、身近に見ておるわけでございます。高松市さんにおいては、利用回数2回、月と、聞き及びますと、シルバーさんで、これは対応をしとるということ、ちょっと仄聞しとるわけでございますけれども、何も香川町のええとこばっかり言うてあれするわけではございません。高松市さんにも、たくさん、この福祉事業についても、すぐれている点があるんでございますけど、香川町としまして、私、実態を見ておるので、痛切に思うのでございますけれども、これを高松市さんに統一した場合、非常にお年寄りの、今、このホームヘルパーを利用されとる方には、何というか、閉塞感が出るのではないかなというような考えもするわけでございますけれども、何とか、こちら、これから高齢者社会に向かうので、ひとつ香川町の制度にある程度歩み寄っていただくことができないものかどうか、そこらをお尋ねをいたしたいと思えます。

議長（増田会長） 事務局願います。

事務局次長（加藤） それでは、健康福祉部会の方からお答えを申し上げます。よろしく願いいたします。

西尾健康福祉部会委員 健康福祉部会でございます。先ほどお伺いしました、軽度生活援助事業のヘルパーさんの件でございます。確かに、ホームヘルパーさんが行かれておるところについては、週2回の2時間ということで、私どもの軽度生活援助事業とは、若干、厚みに差があると思えます。

しかしながら、利用の頻度を聞くところによりますと、これを限度いっぱい利用してる人は少ないというふうに、まずは聞いております。それと、二つには高松市の制度には、

社会福祉協議会にも、いわゆる介護保険外のヘルパー事業もございます。それから、シルバー人材センターにおきましても、ヘルパーの資格を持った人もあるというふうに聞いております。したがって、そういう諸般の事情を考慮しますと、そうサービスの低下、いわゆる高齢者にとって閉塞感を感じるような状態ではないんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

初瀬委員 今、限度いっぱいに使っている人は少ないんじゃないかというようなお言葉でございましたけれども、先ほども申し上げましたように、私の周辺には、非常に、これも限度いっぱいお使いになって、週二遍来ていただいて、非常に喜んでいただいております。私も現実には、お名前から何から全部わかつとるわけでございます。それで、これちょっと余分なことでございますけれども、その中の一人の利用者は、高松に随分友人がいらっしゃるわけです。そして、このヘルパーさんのお話しをすると、香川町ええなと、高松市はそんなあれはないんやというような、香川町はええね、サービスがええねというようなこともおっしゃっておられると。これは余分でございますけれども、そういうようなことも聞き及んでおるわけで、私も、これ非常に、私もええかげん高齢ですので、一人になった場合のあれを考えますと、何とかそこら、高松市さんも、いろいろそういう制度は違っても、方法があるということでございますので、できるだけこれに準じたサービスを引き続き継続していただきたいと、要望して終わります。

以上です。

議長（増田会長） ほかに、どうぞ。はい、どうぞ。

大塚委員 大塚です。入湯券の交付ですけども、これ香川町には入浴券をせっかく支給してくれても、浴場はありません。昔は、県営住宅にバスが完備してない時代にはありましたけれども、現在、町内には公衆浴場は全くありませんし、また温泉もありません。そこで、香川町では、塩江町の温泉の入湯券を支給してるわけですけども、これが、高松市の入浴券の交付と、ほぼ金額は同程度のもんになってる状況のようです。これから見ますと、できれば、香川町では現在の入湯券が支給されている人だけでなく、これから将来にわたっても高松の入浴券の支給にかわるもんとして、温泉の入湯券、これを枚数に15枚と12枚という格差が、そのまま続いても構わないと思います。その方が現実的で、利用者にとっては非常にありがたいんじゃないかと思うわけです。ない入浴施設について、高松市内まで入浴に来るとするのは、なかなか高齢者にとっては大変だと思うんで、塩江

の方へ行くということをお願いをしたいと思います。それはどんなんでしょうか。

議長（増田会長） じゃあ、事務局からお答えいたします。

西尾健康福祉部会委員 お答えいたします。

確かに、御指摘のとおり、高松市内の公衆浴場というの、一時期より、どんどん数が減っておるのは事実でございます。私どもも、この入浴助成という制度について、非常に対応に苦慮しておる制度ではございます。しかしながら、この制度については、若干、並列的に書いておりますが、もともと制度の趣旨が、いわゆる高松市の公衆浴場制度というのは、以前おふろがないおうちが多いときに、いわゆる公衆衛生の確保という意味で行った制度、香川町さんの温泉無料の入湯券の交付事業というのは、いわゆる高齢者の生きがいづくりの事業ということで、若干、制度としては、すれ違いがある事業だと思っております。したがって、これについては、今後、整合性を持たせながらということで、現状では今のすれ違いがありますが、こういう事業で、いわゆる引き続き現行のままということで御容赦をいただけたらと考えております。

議長（増田会長） ほかに何かございませんか。

はい、どうぞ。

御厩委員 御厩でございます。附属資料の33ページの老人クラブの活動でございますけれども、老人クラブの連合会の活動事業で550万円、運営で800万円、助成金、単位クラブの方へ1,800万円という割り振りでございますが、具体的に我々の香川町でやっておる老人クラブと、また大きなだけに違いがあると思うんですが、連合会でやっておる主な事業、また単位の老人会ではどんなことされておるのか、そのあたり合併するに当たって、我々の方の老人クラブの方々にも知っておいてもらう必要があるので、大まかで結構でございますので、連合会として、こういうところで、こういう事業を行っておると、また単位では、こういうことを行っておるということを、ちょっとお聞きしたいんで、よろしく申し上げます。

議長（増田会長） 事務局からどうぞ。

西尾健康福祉部会委員 お答えいたします。

まず、高松市老人クラブ連合会の活動でございますが、高松市老人クラブの全体のクラブといたしまして、ゲートボール、ペタンク、それからターゲット・バードゴルフという、いわゆる老人クラブのスポーツの大会が年に一遍、全地区の代表を集めて開催してございます。

また、市の総合体育館におきまして、これも年1回、運動会と称しまして、これは各老人クラブの方から出席者を募りまして、運動会をやっております。それからまた、各地区の代表の方を集めまして、囲碁・将棋大会、それから、夏には演芸大会というふうに、それぞれのスポーツ、芸能、それから文化、それぞれ活動をさせていただいております。

それで、単位老人クラブにおきましては、1,804万2,000円という補助金でございますが、これ各単位老人クラブに、人数に応じまして、私どもの方で助成をさせていただいております。このお金と、それから各老人クラブの会員さんの会費をもとにしまして、各老人クラブにおきましても、スポーツ大会であるとか、それから、いわゆる交流の場を設けておったり、それから地元の神社を清掃したりという奉仕活動、それから地元の高齢者を慰問する活動と、それぞれ、やらせていただいております。それで、これについては、今後、老人クラブの事務局を通じまして、各香川町の老人クラブの皆様方とも情報を交換をしてみたいと考えております。

以上でございます。

御厩委員 大会というのは、地区制の選抜式みたいな形でやられよんですかね、代表者と言われよるのは……。

西尾健康福祉部会委員 よろしいですか。それについては、各地区で選抜をいたしまして、市全体での大会ということでございます。

御厩委員 はい、わかりました。

議長（増田会長） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それじゃ、この程度にとどめまして、協議第41号につきましても、次回会議で改めて意見集約を図らせていただきます。

次に、協議第42号その他の福祉事業についてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料38ページをお開き願いたいと存じます。

まず初めに、遺族団体事業補助でございますが、現況のうち、3の地区遺族会の補助について、市町間で補助額に違いがございます。対応策でございますが、香川町の地区遺族会については、高松市の地区遺族会として取り扱うものとする。香川町の地区遺族会については、財団法人高松市遺族会への加入を促すとし、調整案としては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、39ページをお開き願いたいと存じます。

戦争犠牲者追悼式でございますが、2の開催日及び場所に市町間に差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、40ページをごらんいただきたいと存じます。

民生委員・児童委員活動事業でございますが、1の委員数及び3の活動費等に市町間で差異がございます。対応策でございますが、高松市の制度に統一する。香川町地区の民生委員数については、現行のとおりとする。香川町民生委員推薦会は、高松市の地区民生委員推薦準備会として取り扱うとし、調整案は「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、41ページをお開き願いたいと存じます。

特定患者援護事業でございますが、これは高松市のみの事業でございます。

次に、42ページの原子爆弾被爆者援護事業でございますが、1の援護金及び2の死亡弔慰金の支給額におきまして、市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、43ページをごらんいただきたいと存じます。

災害援護関係でございますが、現況のうち、1の災害時緊急物資備蓄事業の備蓄状況及び次の44ページの6の小規模災害見舞金の金額について、市町間で違いがございます。また、5の小規模災害弔慰金につきましては、高松市のみの制度でございます。調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、45ページをお開き願いたいと存じます。

45ページのふれあいのまちづくり事業と次の46ページの地域福祉計画につきましては、高松市のみの制度でございます。

続きまして、47ページをごらんいただきたいと存じます。

社会福祉協議会運営補助等事業でございますが、現況のうちで48ページの3の補助内容と4の委託事業内容に、市町間で違いがございます。調整案といたしましては、47ページでございますように「社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香川町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時まで調整する。」といたしております。

続きまして、49ページをお開き願いたいと存じます。

障害者小規模作業所助成事業でございますが、1と3につきましては高松市のみの事業でございます。また、2の知的障害者小規模作業所助成事業につきましては、両市町ともほぼ同内容でございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、50ページの福祉資金貸付金利子補給事業からは高松市のみの事業でございます。51ページの紙おむつ給付事業及び52ページから53ページにかけましての福祉タクシー事業については、いずれも「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、54ページをごらんいただきたいと存じます。

福祉電話等貸与事業でございますが、1の障害者福祉電話等貸与事業は高松市のみの事業でございます。また、2の高齢者福祉電話等貸与事業につきましては、両市町とも同内容でございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、55ページをお開き願いたいと存じます。

介護見舞金支給事業でございますが、1の在宅重度障害者介護見舞金支給事業につきましては、高松市のみの事業でございます。また、次の56ページの2の在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の内容等につきまして、市町間で差異がございます。対応策でございますが、55ページの対応策の欄にございますように、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。ただし、居住要件については、合併時に香川町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとするとし、調整案といたしましては、記載のとおりの内容といたしております。

続きまして、57ページをお開き願いたいと存じます。

緊急通報装置貸与等事業でございますが、現況のうち、1の身体障害者緊急通報装置貸与等事業及び2の高齢者緊急通報装置貸与等事業、ともに対象者、内容及び通報システムに市町間で差異がございまして、通報システムにつきましては、高松市では、まず消防局に通報されるのに対しまして、香川町では委託業者に通報されることとなっております。調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。」としております。

続きまして、58ページの住宅改造助成事業でございますが、2の対象者、4の所得要件及び6の助成金額等に差異がございまして、対応策といたしましては高松市の制度に統一する。ただし、居住要件については、合併時において、香川町地域に引き続き住所を有

する期間を通算して取り扱うものとするとし、調整案としては、記載のとおりの内容といたしております。

続きまして、59ページをごらんいただきたいと存じます。

福祉金等支給事業でございますが、2の福祉金等の種別でございますように、香川町では(1)の敬老祝金及び(2)の障害者福祉金を支給いたしておりません。また、(3)及び(4)の福祉金、福祉年金につきましては、次の3の支給額及び60ページの6の対象者の要件でございますように、市町間で差異がございます。6の対象者要件の(4)の母子家庭児等福祉金、児童福祉年金につきましては、高松市が義務教育終了前の者、香川町が18歳未満の遺児と、年齢要件に違いがございます。対応策でございますが、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、合併年度に続く3年度、または香川町の制度における年齢要件に達する日のいずれか早い時期までに限り、対象者とみなすものとする。また、居住要件については、合併時に香川町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとするとし、調整案といたしましても、記載のとおり同趣旨の内容といたしております。

続きまして、61ページをお開き願いたいと存じます。

寝たきり高齢者等寝具乾燥等事業でございますが、記載のとおり1の対象者から3の費用負担までのすべての項目について、市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

以上で協議第42号その他の福祉事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました、協議第42号について御質問・御意見等ございましたら、御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 特にないようございましたら、協議第42号につきましても、次回会議で改めて意見集約を図らせていただきます。

次に、協議第43号農林水産関係事業についてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、附属資料63ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、財産区事務でございますが、香川町には該当はございません。

次の64ページ、水田農業構造改革事業でございますが、現況のうち、1の地域水田農業推進協議会につきまして、香川町では、塩江・香川・香南の3町で協議会を設置しております。また、次の65ページの2の集落実行組合長手当につきましても、その積算方法、現地確認時報償に違いがございます。対応策でございますが、64ページに記載のとおり、香川町が加入している、塩江・香川・香南地域水田農業推進協議会については、合併時に脱退する。集落実行組合長手当については、高松市の制度に統一するとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、66ページをごらんいただきたいと存じます。

農業団体等育成事業でございますが、2の認定農業者連絡協議会につきましては、香川町にはございません。また、3の農業機械銀行から68ページの8でございます、香川町の養鶏組合まで、香川町では記載のと通りの補助等を行っておりますが、高松市では該当がございません。調整案でございますが、66ページでございますとおり、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町が実施している農業機械銀行受託者機械導入補助、営農施設等整備事業補助及び地区農業振興推進協議会の委員手当としての報償金については、合併年度は現行のとおりとする。農業機械銀行、地区農業振興推進協議会、酪農研究会及び香川町養鶏組合に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。」というものでございます。

続きまして、69ページをごらんいただきたいと存じます。

園芸団体育成事業でございますが、市町間で補助団体に差異がございまして、1の園芸特産振興協議会から次の70ページの4の葉たばこ共同施設利用組合までは、高松市のみ補助事業でございます。また、6の香川県農業協同組合香川支部の苺部会から、飛びまして72ページの11、同じく香川県農業協同組合香川支部のミニトマト部会までは、香川町のみ補助事業でございます。調整案でございますが、69ページに記載しておりますとおり、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町が実施している園芸団体に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。」としたところでございます。

続きまして、73ページをごらんいただきたいと存じます。

有害鳥獣駆除事業でございますが、2の市・町単独事業につきましては、香川町のみ事業でございます。調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町が実施している有害鳥獣駆除対策補助事業に対する補助については、合併年度及びこ

れに続く3年度に限り、実施する。」としたところでございます。

次に、74ページの森林組合等育成事業でございますが、補助団体、補助目的等に差異がございますが、香川町の造林事業実施協業体については、合併時までに、森林組合への加入を促すものとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、75ページをごらんいただきたいと存じます。

林道整備事業でございますが、調整案といたしましては、「香川町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。」といたしております。

続きまして、76ページの農林施設でございますが、香川町では1の農村環境改善センターから、ページが飛びますが、83ページの8にございます、龍満池親水公園までの八つの施設を設置しております。調整案といたしましては、「香川町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。」といたしたところでございます。

続きまして、84ページをごらんいただきたいと存じます。

ふるさと物産まつり振興事業でございますが、資料に記載のとおり、香川町では、地産地消の一環として、毎年ふるさと物産まつりを開催いたしております。調整案といたしましては、「香川町のふるさと物産まつりについては、現行のとおり実施する。」といたしております。

続きまして、85ページをごらんいただきたいと存じます。

水産振興につきましては、高松市のみのも事業でございます。

次に、87ページをごらんいただきたいと存じます。

87ページの農業経営者協議会でございますが、香川町では農業経営者協議会に対して補助を行っております。対応策でございますが、香川町農業経営者協議会の活動に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施する。なお、その後の対応については、改めて検討するものとするとし、調整案は、記載のとおりの内容でございます。

続きまして、88ページをごらんいただきたいと存じます。

土地改良事業でございますが、1の事業主体につきまして、高松市では、土地改良区及び共同施行体が事業主体となり事業を実施しており、市が補助金を支出いたしております。香川町におきましても、土地改良区及び共同施行体が事業主体となり事業を行っておりますが、事業区分によりましては、町が事業主体となり実施している事業もございます。ま

た、2の国・県等補助事業、3の市・町単独事業の補助率及び4の農道管理支援制度の実施方法につきましても、市町間で違いがございます。調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、89ページをお開き願いたいと存じます。

土地改良区等運営補助制度でございますが、高松市では、管内29の土地改良区で組織する高松市土地改良区連合会に対し運営費補助を行っておりますが、香川町は、町内の三つの土地改良区に対して、それぞれ補助を行っております。対応策でございますが、高松市の制度に統一する。香川町の土地改良区については、合併時まで高松市土地改良区連合会への加入を促すものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、90ページの農林漁業公庫資金償還金でございますが、香川町では、町が事業主体となり、農林漁業資金の融資を受け、非補助融資土地改良事業として実施した事業がございまして、償還期間が平成21年度までとなっております。調整案といたしましては、「償還金については、高松市が引き継ぐものとする。」としたところでございます。

なお、91ページの地籍調査事業と92ページの中央卸売市場運営事業につきましては、高松市のみのものでございます。

以上で協議第43号農林水産関係事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました、協議第43号について御質問等ございましたら、御発言を願います。

はい、どうぞ。

初瀬委員 初瀬でございます。私、農業委員として2点ほど御要望なり、お願いをいたしたいと思っております。

まず、66ページの3番目、農業機械銀行についてでございますけれども、これにつきましては、現在、香川町内の香川県農協香川支店と浅野支店において、農業機械銀行が組織されております。そして、それぞれ農作業の受委託を行っておりますのでございます。この組織に、町は2種類の補助をしていますが、まず一つは労災保険料等の補助についてですが、これについては、ここにありますように、「合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。」と、このようになっております。二つ目は、農作機械導入に要する経費の補助についてでございますが、これは合併年度の翌年度から廃止との調整案が示されておる

のでございますけれども、御承知のように、香川町は農業を基盤として発展をしている町であり、これからは農業従事者の高齢化、そしてまた兼業農家の増加、また、耕作放棄による荒れ地の増加、また、集落営農の奨励対策といたしまして、農業機械銀行は、その必要がさらに高まっていることから、新市になりましても、ぜひ、この機械銀行に対する補助制度は継続をお願いしたいと、このように要望をしておきます。

次に、73ページの1補助事業、有害鳥獣駆除対策でございます。鳥獣による農業被害の防止対策につきましては、香川町は近年、特に南部の中山間地域におきまして、非常に農作物と果樹の被害が増大しております。そして、余りにも被害が多いので、農地の耕作放棄にもつながっておるわけございまして、先般も、香川県知事さんに、私方の岡町長さんから、この対策についてお願いをいたしておるのでございます。香川町におきましては、猟友会に対しまして助成、また、ノリ網の無償配布等の実施を行っているほか、電気さくの設定補助についても、ただいま検討をしておる最中でございます。

現在、市におかれましては、これを見ますと、イノシシと猿に対して、1頭1万円の、捕獲した者に対しての補助金を交付しておるようでございますけれども、合併後の新市におきましては、被害が今後ますます拡大されていくものと思いますので、対策について、十分検討をいただきたいと、このように御要望をいたしておいて、終わりたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

初瀬委員 回答を……。

議長（増田会長） 回答をしましょうか。

初瀬委員 お願いします。

川西産業部会委員 産業部会です。第1点目、農業機械銀行ということでございます。

農業機械銀行につきましては、香川町初め、国分寺町、香南町、この町が実施しております。おっしゃるように、農業機械銀行につきましては、作業の受委託と、いわゆる農業者等については高齢化とか、そういうようなものにつきまして一人でできないと、そういうことで農作業の受委託とか、いわゆる営農的な、その集落、集落でやっていくと、そういうような分で非常に重要かと思えます。

そこで、現在、高松市の場合でしたら、そういうようなものにつきましては、現在、JAの方で一切行っていると。もちろん、私も承知しております点では、香南町なんか事務局も持っておられるということでございます。香川町、国分寺町、香南町で実施してご

ざいます。ただ、今現在、香川町、それから実施している町においては、補助内容がかなり相違がございます。香川町でしたら、労災の補助とか、そういうもの。ほかの町では、作付受託面積にある程度単価を掛けて、それで補助をすとか、非常に各町によって相違がございます。そういうことからいたしまして、ある程度一定の統一、新しい市となった場合に統一しないといけない、それはもう御承知のとおりでございます。したがって、既に、塩江町が合併協定を結んでおります。そういうことを踏まえまして、当面、合併年度及びこれに続く3年度に限り実施するという事で、したものでございます。

次に、第2点目の営農施設等に対する補助と。この分については、基本的に合併の調整方針といたしましては、基本的には速やかに統一性を確保すると、そういうことで香川町との関係課と協議いたしまして、確かに農業団体については合併年度、それに続く3年度間、それから合併年度だけで終わったものと、それにつきましては施設の制度の内容、事業の内容、そういうようなもの、それからもう一つは、それが住民サービスにどう、制度を変更することで住民サービスがどう変化をするか、その辺を協議を重ねまして、営農施設につきましては、現年度については、合併年度は現行のとおりとするということでございます。

最後の有害鳥獣につきましては、確かに、これにつきましてはいろんな各町ございます。香川町につきましては、香川県猟友会香川支部に10万円と、それからほかの香南町でも香川支部になっております。国分寺町は、坂出支部になっております。牟礼町は、讃岐北支部に補助しております。その金額も1万円から香川町の10万円まで、いろいろ補助という形でとっております。それで、今後、今、私も聞いておりますように、イノシシ、猿以外のアライグマとか、中にはハクビシンとか、いろんな分がございます。いわゆる小動物による被害もございます。

そういうことで、私の方も、イノシシ、猿等の、1匹当たり5,000円の県の補助がございます。それ以外にも、いわゆる県費補助の拡充要望を含めまして、この合併年度、3年度に限り実施する中で、新しい市域での有害鳥獣については考えていかなければ、統一した考え方を持たなければならない、そういうふうに考えております。

以上でございます。

初瀬委員 そしたら、引き続いてよろしいですか。

議長（増田会長） はい。

初瀬委員 今、おっしゃっておられた労災保険料等の補助については、合併年度及びこ

れに続く3年限りを、そのときにまた見直すと、こういうことですか。

川西産業部会委員 見直すといいますが、確かに農業機械銀行については、かなりウエート、重要性というんが変わってきております。ただ、今の時点でどういうふうにするかというんは、ちょっと今のところ申し上げることはできません。と申しますのは、ほかの町との兼ね合いもございますので、ちょっとその辺は御容赦願いたいと思います。

初瀬委員 そしたら、そのときにまた考え直すと……。中止になるやもしれず、引き続き継続するかもしれないと、こういう解釈でよろしいですか。

川西産業部会委員 3年間の中では、まずは、制度の統一がまず初めだろうと、それからどういうふうにしていくのか、その中で新しい分で考えていきたいと、かように思っております。

初瀬委員 はい。よろしく申し上げます。

議長（増田会長） ほかにございますか。

はい、どうぞ。

御厩委員 89ページ、土地改良区の運営補助に関する分ですが、香川町の場合、三つの土地改良区に280万円余り、高松市さんの場合、29の土地改良区に関して300万円ということがございます。約10倍の補助金の差があるわけがございますが、私どもの土地改良区の中にも、これちょっとぜいたく過ぎるんかもわからんですが、小さいながらも事務職員さん置いておる土地改良区もあるわけがございます。そのあたりが、これは何年度はというあれが書かれておらないようなので、合併すれば即座に、もう、一つの土地改良区に統一しなければならぬと思うんでございますが、そのあたりに急激な不安もございまして、高松市さんの29の土地改良区の現状と申しますか、耕地面積はうちに比べて広いんかもわかりませんし、そのあたりがわずかな補助金でどういったやり方をされておるのか、担当課の方で把握しておれば、私どもの三つの土地改良区も、もちろん合併ということも視野に入れたいかともわかりませんし、今の現状をどうやって、この急激な対応にしていくべきか参考にしたいので、高松市の土地改良区さんの現状、耕地面積の平均がどれぐらいあってとかいうのが、大ざっぱで構いませんので、わかれば……。うちと格差があるのかもわかりません。

また、もう一つお聞きしたいのは、各改良区に事務職員さんなんかを置かれておる改良区はあるのかなのか、あわせてお願いします。

議長（増田会長） お答えします。

山田産業部会委員 失礼します。お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたけども、高松市におきましては、管内29の土地改良区に運営補助をしているということで、香川町におきましては、町内三つの土地改良区に対して補助をしているということでございまして、現在の高松市におきましては、それぞれ土地改良区がございまして、その土地改良区は県知事の認可を受けました団体でございまして、それぞれ改良区におきまして定款を定めまして、事業内容とかの運営等につきまして定款を定めております。その中で、改良区の運営は行っております。

その中で、先ほどありました内容でございましてけども、改良区29の中で、当然、理事長さんがいらっしゃいまして、その事務所には当務者さんと申しまして、事務員さんがいらっしゃいます。ほとんどのところが1人の事務員さんがいらっしゃいます。複数の事務員さんがいらっしゃる場所もあります。ただ、その中で事務員さんがいらっしゃらない改良区もございまして。理事長が1人で、それぞれ運営等を行っております。理事長1人がやっておるわけではございません。その改良区の中に理事さん、総代さんがそれぞれいらっしゃって、そういう理事会とか総代会を開いて、その改良区の運営を行っております。ですから、そういうことで、市としましては単一の改良区には運営補助は行っておりません。改良区は、御存じだろうと思っておりますけども、運営資金としましては経常賦課金と申しまして、反当たり幾らかというのを徴収したり、工事をした場合の特別賦課金等を徴収して、改良区が、それぞれ独自で運営しております。

以上でございましてけれども。

御厩委員 規模的なもんは、わかりますか。きょうでなくても結構です。また、後日、事務局の方でもお願いいたします。

議長（増田会長） ほかに、どうぞ。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第43号につきましても、次回会議で改めて意見集約を図ることいたします。

次に、協議第44号消防防災関係事業についてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） 附属資料94ページをごらんいただきたいと思います。

消防防災関係事業のうち、まず常備消防でございまして、1の運営主体でございまして、香川町では、先ほどの一部事務組合等の取扱いの中で御説明申し上げましたように、香川

町が加入しております讃岐地区広域消防組合が運営いたしております。この資料の香川町の現況欄には、讃岐地区広域消防組合の状況を記載いたしておりますが、2の組織体制から96ページの5の消防車両につきまして、両市町の現況は資料に記載のとおりでございます。

94ページにお戻りをいただきたいと存じます。

香川町の常備消防は、一部事務組合である讃岐地区広域消防組合が運営主体となっておりますことから、今後の合併協議の動向を見きわめた上で、その取り扱いを協議することとし、調整案といたしましては、「常備消防については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。」としたところでございます。

続きまして、97ページをごらんいただきたいと存じます。

防災団体等でございますが、両市町の防火団体等、自主防災組織の現況につきましては、資料に記載のとおりでございます。調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、98ページの地域防災計画でございますが、両市町とも地域防災計画を策定いたしておりますが、その内容等におきまして差異がございます。対応策といたしましては、地域防災計画については、両市町の特徴等を踏まえ、合併後速やかに香川町地域を含めた計画に見直すとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、99ページをごらんいただきたいと存じます。

防災行政無線でございますが、2の施設及び3の戸別受信機の整備状況に違いがございまして、香川町では町の全額負担で戸別受信機を整備いたしております。このような現況を踏まえた調整案でございますが、「香川町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整する。」としたところでございます。

続きまして、100ページをごらんいただきたいと存じます。

防災センターでございますが、資料に記載のように、香川町では庁舎内に防災センターを設置いたしております。調整案といたしましては、「香川町の防災センターは、高松市の防災センターとして引き継ぐものとする。」としたところでございます。

以上で協議第44号消防防災関係事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました、協議第44号について御質問等ございましたら、御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第44号につきましても、次回会議で改めて意見集約を図らせていただきます。

次に、協議第45号学校教育事業についてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料102ページをお開き願いたいと存じます。

まず、公立学校管理業務について御説明いたします。

1の幼稚園から4の高等学校まで、両市町の現況は記載のとおりでございます。調整案といたしましては、「香川町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、103ページをお開き願いたいと存じます。

遠距離通学者等に対する助成等でございますが、1の幼稚園児通園援助及び2の小学校児童通学援助につきましては、香川町のみ事業でございます。また、3の中学校生徒通学援助につきましては、市町間でその内容に差異がございます。調整案でございますが、「香川町地域で実施している幼稚園児通園援助、小学校児童通学援助及び中学校生徒通学援助については、現行のとおり継続するものとする。」としたところでございます。

続きまして、104ページをごらんいただきたいと思います。

学校給食でございますが、現況のうち、1の調理・配送方法について、市町間で差異がございます。高松市は、記載のとおり箇所給食調理し、共同調理場からは業者委託により給食の配送をいたしております。

一方、香川町では、学校給食センター1カ所で給食調理をしており、配送については、町所有の給食運搬車で職員が配送をいたしております。また、2の給食費、3の献立作成方法及び4の給食材料購入方法につきましても、市町間で差異がございます。このような現況を踏まえた調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域の学校給食及び幼稚園給食については、香川町の学校給食センターにおいて実施するものとし、給食配送方法については、合併時まで調整する。」としたところでございます。

続きまして、105ページをお開き願いたいと存じます。

奨学制度等の支援制度でございますが、現況のうち、1の奨学制度及び2の要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業の市単独分につきましては、高松市のみの制度でございます。このように、両市町では、制度や支給内容等に差異がございますが、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、106ページをごらんいただきたいと存じます。

106ページから109ページにかけましては、両市町の保護者負担軽減対策について記載をいたしております。現況のうちで、107ページの3の第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成制度及び5の大学等教育資金融資制度利用者利子補給制度につきましては、香川町では制度がございません。

一方、同じく107ページの6の修学旅行等補助、そして109ページの9のクラブ・部活動等補助、そして10の中学校の部活動に伴う体育館使用料は、高松市では実施いたしておりません。香川町のみの制度でございます。また、108ページの7の中学校新人・総合体育大会補助につきましても、市町間でその補助内容に違いがございます。

恐れ入りますが、106ページにお戻り願いたいと存じます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域における小学校の学校行事等参加補助及び中学校の部活動に伴う体育館使用料については、現行のとおりとする。修学旅行等補助及びクラブ・部活動等補助については、合併年度は現行のとおりとする。中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、110ページをお開き願いたいと存じます。

学校教育指導でございますが、2の英語指導助手派遣及び3の学校生活支援事業について、市町間で差異がございます。調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施するものとする。学校生活支援事業については、合併年度は現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、111ページをごらんいただきたいと存じます。

公立幼稚園でございますが、1の幼稚園授業料、2の幼稚園授業料の納付方法等、3の園児募集方法に市町間で違いがございます。また、香川町では、一番最後に 印で書いて

おりますように、待機児童を作らないために学級定員を超えても受け入れをしております。調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域における幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において高松市の授業料と同額になるよう段階的に調整するものとする。幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一するものとする。」としております。

なお、上側の対応策の最後に、なお書きとして記載しておりますように、香川町地域におきます学級定員の取扱いについては、合併時に在園中の者が卒園するまでは、現行のとおり継続するものとするをいたしております。

以上で協議第45号学校教育事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました、協議第45号について御質問等ございましたら、御発言願います。

済みません、そちらから。

中原委員 失礼します。公立幼稚園についてお尋ねをいたします。

4番の定員のところですが、香川町の場合には、現在定員は同じだと思うんですが、障害児の取り扱い、最近、障害を持っておる園児で健常児と一緒に幼稚園教育を受けさせたいという親の要望がふえつつあるわけです。そういう中で、小・中学校の場合は障害児学級等があるんですが、幼稚園の場合はそれが無いし、他の施設へというても、なかなか親御さんの納得が得られないというので、健常児と一緒に教育を受けさせるということで、受け入れているわけで、障害にもよりますけども、その場合に、やっぱり35名なり、25名なりという園児を抱えて、園児が少ない場合はええんですけども、筒いっぱい35名学級で障害児がその中に1人いると、先生1人ではなかなか指導が難しいんで、最近、学校も幼稚園教育も同じですが、一応、受け入れた以上は、安全で安定した教育を受けさせるということを要求されるんで、そういう場合に、ケース・バイ・ケースで配慮をしていただけるのかどうか、その辺ちょっとお尋ねしておいたらと思います。よろしく願いします。

議長（増田会長） はい、お答えいたします。

事務局次長（加藤） それでは、教育部会の方からお答え申し上げます。

上原教育部会委員 失礼します。御質問のお答えですけども、障害を持った子供さんが

入園した場合については、できるだけ範囲をもって、その障害の支援をしていきたいというふうには考えております。

中原委員 はい、わかりました。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

ほかに、どうぞ。

はい、どうぞ。

御厩委員 御厩でございます。108ページから109ページにかけて、まず109ページの10番、中学校の部活動に伴う体育館使用料でございますけれども、高松市さんの方では、現状として、中学生が市の総合体育館とか、ほかの学校以外の体育館を利用することはないのでしょうか。それとも、あった場合には、やっぱり料金を取っておられるのでしょうか。現状は、どんなですか。

議長（増田会長） はい、お答えします。

上原教育部会委員 失礼します。高松市の中学校の場合、市の総合体育館等で練習というのは、ほとんどございません。そういった補助もしてございませんので、一応そこに書いてあるとおり、該当なしということでございます。

御厩委員 必要がないということ。もう今の現状の体育館、学校の体育館で間に合っておるといふ……。

上原教育部会委員 学校の体育館か、もしくは小学校の体育館を使うなりをしておるのが現状でございます。

御厩委員 あと、ちょっと108ページの方は要望になってしまいますけれども、香川町の差異としては、部活動の遠征補助金でございますけれども、7番の……。香川町の場合は、四国大会、全国大会においては、宿泊費も全額補助しておるんですが、高松市の場合は遠征費のみということで、これも確かに現状、たくさん、多くの学校を抱えておられるのでわかりますけれども、私どもやっぱり中学生という、一番微妙な時期でございまして、私の子供も含めまして、本当に部活動で救われたというような思いがいたしておるわけでございます。できる限りの、一番微妙な年ごろの中学生に対しては、中には部活動に打ち込んだおかげで非行に走らず済んだ子供もたくさんいると思いますので、このあたりは、今後の問題として、できましたら、より環境をよくするために考えていただきたいと、要望して終わります。

議長（増田会長） ほかに、どうぞ。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第45号につきましても、次回会議で改めて意見集約を図ることといたします。

会議次第4 その他（1）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

（2）高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他の（1）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況及び（2）の高松市・香川町合併協議会会議開催予定について、2件一括、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の後にございます、別紙として1枚ものの資料をつけておりますが、合併協定項目の協議状況、この資料をごらんいただきたいと存じます。

各合併協議会の協定項目の協議の状況を、本日現在で整理いたしましたものでございます。

なお、本日、午前中に高松市・牟礼町合併協議会がございましたが、その内容は反映されておりません。左から二つ目の太く枠組みをした部分が、この高松市・香川町合併協議会でございます。協定項目のうちで、本日提案いたしました項目には、印を記載いたしております。

なお、個々の内容の説明につきましては、省略をさせていただきます。

また、後ほどごらんいただければと存じます。

協議状況は以上でございます。

続きまして、会議の開催予定でございますが、会議資料の一番最後のページ、55ページをごらんいただきたいと存じます。

（2）として、会議の開催予定を記載いたしておりますが、次回の第14回会議でございますが、本日から余り期間があきませんが、現段階では、来年の1月11日の午後2時から、次回、香川町での開催順番となりますので、町の農村環境改善センターでの開催を予定いたしております。

事務局といたしましては、できれば次回の会議で残りのすべての案件を提案いたしたいというふうに考えております。

事務局からは以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいまの説明に対し、何か御意見等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） この際、その他ということで、皆様方の方から何かございましたら伺いますが、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） そしたら、ないようでございましたら、以上で本日の会議日程はすべて終了いたしました。

長時間にわたり御協議賜り、まことにありがとうございました。

これをもちまして、高松市・香川町合併協議会第13回会議を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後 3時40分 閉会

会議録署名委員

委員

大浦 清子

委員

溝 渕 敬